

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン（案）について

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、パブリックコメントの実施にあわせて、2月10日付けで環境部から資料が配付されている。その内容について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（環境部 入室）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○環境部長（田中 修一）

- ・ 2月10日付けで配付した函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン（案）について御説明させていただく。
- ・ 再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、環境との調和や地域との合意形成が重要であると考えているので、地域との共生を実現していくための指針となるガイドラインを策定しようとするものである。策定に当たっては、附属機関である函館市環境審議会において御意見をいただき、計画案を取りまとめたところである。
- ・ なお2月10日からパブリックコメント手続を実施しており、3月中に成案化したいと考えている。
- ・ それでは、ガイドライン案の概要については、担当課長から説明させていただく。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 資料説明：函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について（令和8年2月10日付 環境部調製）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ まだパブリックコメントもまとまっていない状況ではあるが、今現在、事業者からこれに該当するような案件は出てきているのか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 現在市内で民間事業者による発電事業が検討されているもので、市内の太陽光発電事業が大体4万キロワット弱のものが、今事業化に向けて手続が進められているものがあるので、こちらが4月1日の施行後にはガイドラインの適用になってくるものと想定している。

○齊藤 佐知子委員

- ・ 分かった。再生可能エネルギーのガイドラインをつくったことは大変重要だし、いいことだと思う。
- ・ 北海道で、釧路湿原、オジロワシとかのそういう環境破壊ではないかとかニュースにもなっていた。そういう中で、事前にというか、こうやって函館でもガイドラインをつくっていくのは大変いいと思うが、お聞きしたいのは、今の説明で2ページの5発電事業に関する届出等、これに関しては着手の60日前までとか完了も14日以内とか30日前までとか、非常にきっちりと日にちが提示されている。それはそれでいいと思うが、ガイドライン案の4ページに第8条事前協議というのがある。事前協議で、配慮をして、特に近隣住民や市とのコミュニケーション、そういうのを事前協議していかなければいけないというところで、事業者が設置事業を計画するときは、あらかじめ協議をする。それから、第9条の近隣住民等への対応、これもあらかじめ近隣住民等に対し説明する。届出等は何日前までとはっきりしているが、事前協議はあらかじめ、このあらかじめという言葉は非常に曖昧で、1日前でもあらかじめだし、1か月前でもあらかじめになると思う。その辺はどのように考えているのか、お聞きしたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 届出等については、ある程度他都市の事例だとか市の届出の一般的な期間、事務処理期間とかを含めての期間を基に設定したところだが、事前協議の部分が、実際にこれまでも市内で民間事業者の太陽光発電事業の御相談をいただいたものがあるが、やはり大規模な事業になるので、規模によってかなり事業期間が異なるものもあり、場合によっては工事の何十日前、何年も前から調査とかで動き出さなければならないところがある。いろいろな規模感がある中、ここできちっと書いてしまうことによって、本当はもっと早くやらなければならないか、私どもも想定していないような事業が今後出てくる可能性もあるし、そういう相談も実際に戸井のほうの風力でも大きい事業の検討がされてたりするので、その辺りは柔軟に対応できるような形でガイドラインの本編には記載されていて、一方で4月1日に施行するに当たっては、実際の運用はどうしても今みたいなお話が出てくると思うので、その辺りを解説書、他都市でもそういうのをつけているのがあるが、そのようなものをお示しすることによって、ある程度の目安というものも、ガイドライン本編ではないが逐条解説みたいな形でお示しできればと考えているところである。

○齊藤 佐知子委員

- ・ 分かった。
- ・ メガソーラーという言葉がとてもよく出ているが、私は太陽光発電、それから今回のほかの風力、水力、地熱、いろいろな、バイオマスの発電施設も全部含んでいるということで、メガソーラーが何かとても悪いようなのではないが、ちょっとあまりいいイメージがないが、私はそうではなくて、やっぱりこれは再生可能エネルギーとしては大変重要なものだと思うので、しっかりそれはぜひ進めていっていただきたい。

○川崎 啓太委員

- ・ 当選して1年目からこれについて質問させていただいているが、住民への理解ということで、ガイドライン自体が法的根拠がない中で説明だけを求めているというのは、これは同意が必要ではないかと思うが、いかがか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ ガイドラインの中で住民等への事前説明を求めているところであるが、事業の全体の総論的な目的のところ、地域との合意形成を求めているので、当然、住民の方々との対話をもって、地域等の合意の下で事業を進めてもらうことを目的にガイドラインを運用していきたいと考えている。

○川崎 啓太委員

- ・ 撤去費用に関してこれも各地で問題になっている部分かと思うが、計画的に確保するとなっている。これだと今までと変わらないのかなと、もうちょっと突っ込んだような表現が必要だと思うが、いかがか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 撤去費用の確保が、まず、固定価格買取制度だとかそういう国の制度を使おうとする場合には、発電事業者様に、事前に、太陽光パネルだとかそういうのが後で放っておかれないように撤去費用を積み立てるなど確保するように義務づけられているので、函館市も今準用するような形で、国の制度を使わない発電事業についても積み立てを求めているものである。そういう意味でいくと国よりもプラスアルファで求めるところは出てきているところである。

○川崎 啓太委員

- ・ いろいろトラブルがある中、世界的にも脱炭素が終えんを迎えている中で、今後、函館みたいな小さな土地のないところに展開しようという、どういう事業主が出てくるのかと想定すると、あまりいいイメージが湧かないのが正直なところである。最後のもうけみたいな形も想定されると思うが、お答えできる範囲でいいが、ガイドラインという法的拘束力がないものをつくると、逆に言ったら、ガイドラインに沿っているから何やってもいいだろうみたいな使われ方も十分考えられると思うが、条例みたいなものにランク上げしていくようなことは検討されているのか、お伺いする。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 他都市の事例でも条例を制定して規制を行っているところは承知しているけれども、市としては、再生可能エネルギー自体は脱炭素に資するエネルギーなので必要性があるものだという認識をしている。一方で、自然に影響が懸念されるような大規模なものも実際開発されているというのもあるので、私どもとしては、事前にそういう再生可能エネルギーの導入に伴ってのトラブルだとかそういう課題みたいなものを未然に対話を持って解決していきながら、地域と共生した発電事業を進めていただこうと考えているので、条例による規制ではなく、あくまでも指針に沿って事業者様と対話を続けながら、事業化を進めていくなり検討していただくということでガイドラインとしているところなので、こちらのほうで運用していければと考えている。

○富山 悦子委員

- ・ 第2条のところだが、再生可能エネルギー発電施設は市内で何をやられているのか。例えば太陽光や地熱をやられているということで、今現在どういう状況なのかということと、函館市内で風力とかもできるのかどうか。風力発電もあるから風力の再生可能エネルギーがあるので、ただ函館市内でここまでできるのかと思うが、それについてはどうか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 市内では民間事業者等による再生可能エネルギー発電事業としては、ちょっと前から南茅部地区で

オリックスさんによる地熱発電事業が行われているし、先ほどもお話しさせていただいたが、市内で大体4万キロワットぐらいの太陽光発電事業の検討が進められているところである。あとは日乃出清掃工場が今改修しているが、そこでバイオマス発電をやっていたりだとか、企業局の赤川高区浄水場で小水力発電をやっていたりだとか、日乃出清掃工場の隣で汚泥処理施設・汚水処理施設のほうでも民間事業者によってバイオマス発電事業が進められようとしているというのが、今行われているところである。

- ・ 今後の事業の見込みということで、企業様の守秘義務の関係もあるので公表されている情報だけではなるが、民間事業者様で御検討されているところはあるかとは思いますが、実際にガイドラインで国の法令等で規制が入っているエリア、今回示すわけだが、こちらのほうではほぼ函館市の8割が森林であるから、まずどうやっても許認可とかが必要になってくるだとか、ほぼ市内の多くの地域が、国なり道なり市なりの許認可を持って事業を進めていくことになるので、その辺りをよく検討していただくのが前提となってくるので、どんどん開発を進めていける状況かと言われると、函館市のみならず、国だとか道もいろいろ動きがあるので、その辺りは動向を見ていければと考えている。私どものほうでは今計り知れないところではある。

○工藤 篤委員

- ・ 今、富山委員から風力の話が出た。その話を聞くと私どきっとしてしまいが、それはこっちに置いておいて。第11条で撤去及び処分費用の確保とある。同僚の川崎委員からも出ていたが、撤去等を計画的に費用を確保するものとするとか書かれているが、これは計画的に確保する、実態がどうなのかは途中で見たり指導なりそういうことができるのか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 今回のガイドラインでは、事業の計画段階から設備の撤去等が済むまでの期間における運用ということで指針を示しているの、その間に必要に応じて市としても協議の場を持ったり、必要に応じて助言等をするにさせていただいているので、事業者様にそのような必要があれば、状況等については都度確認させていただくことになってきょうかと存じます。

○工藤 篤委員

- ・ 分かった。
- ・ 実際にその費用が積み立てられているかどうかの確認作業が必要ではないかと思うが、法的にそういうことができるのかどうか、その辺はいかがか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 他都市の事例とかだと実際に積立てをさせることを条例とかに盛り込んでいる例もあるが、その辺りが法的にどうかという話になると、再生可能エネルギーの裁判の判例というものが全然ないのと、法整備も進んでいないところなので一概には言えないところもあるが、基本的に財産を差し押さえるということになると、こちらのほうの法律に抵触しないかどうかというのは当然出てくる。

○工藤 篤委員

- ・ 企業にとっては単なる積立てだから、ある意味で死に金である。活用できないわけだから。しかし、それを太陽光エネルギーでも何でも、10年や20年でないだろう相当のスパンの中で事業を進めていくわけだから、その辺の確保なりをきちんと、ここまで書いた以上確認する作業というのは必要ではな

いかと思う。ぜひ検討していただければ。

- ・ もう1点、倒産したらどうするか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 国の制度の話になるが、積立てを求めている事業者が倒産等した場合だが、その段階まで積立てをしているお金を土地の所有者なりが代わりに処分とかをして、その経費を積み立てているお金から充当してもらうということができるようなルールがつくられている。ただそれでもどうしても不足の分というのは自己負担になってしまう部分とかがあるので、国でも撤去とかに関しては現在議論が進められているところなので、そちらのほうを私どもでも注視していこうと考えている。

○工藤 篤委員

- ・ 今のお話は現実的でない。倒産するということは、その時点であった金が全部なくなる。なくなるから倒産する。そうすると、この積立金なんて既にもう使われてしまう。残ったのは瓦礫の山と言えば失礼だがそうなるので、そこをきちんと見抜いて現実的な対応をするようにしてほしいと要望だけしておく。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ ほかに御発言あるか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

2 函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想（案）について

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、パブリックコメントの実施にあわせて、2月10日付けで環境部から資料が配付されている。それでは説明をお願いする。

○環境部長（田中 修一）

- ・ 同じく2月10日付けで配付させていただいた、函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想（案）について、御説明させていただく。
- ・ 本市の廃棄物処理施設だが、七五郎沢廃棄物最終処分場の使用年数が残り12年程度と見込んでいるほか、中間処理施設であるリサイクルセンターについても機器設備の老朽化が進んでいるという状況になっている。こうした中で、本市のごみ処理の現状と課題を踏まえ、新たなごみ処理システムの方角性、またその処理に必要な中間処理施設と最終処分場の整備の方角性や基本的な考え方を示すことを目的として基本構想を策定するものである。策定に当たっては、附属機関である函館市廃棄物減量等推進審議会において御意見をいただいたほか、今年度設置した新廃棄物処理システム検討委員会からの検討報告書を踏まえ、構想案を取りまとめたところである。
- ・ なお2月10日からパブリックコメント手続を実施しており、3月中に成案化したいと考えている。
- ・ それでは、基本構想案の概要については、担当課長から説明させていただく。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（高田 直樹）

- ・ 資料説明：函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について（令和8年2月10日付 環境部調製）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ お聞きのとおりである。ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。

○工藤 恵美委員

- ・ 整備基本構想としては申し分ない構想で策定されていると思うが、これだけ多額な整備費用がかかるにも関わらず、函館のリサイクル率が常に低い。もう何十年も前からリサイクル率が低い。北海道の中でも一番低いと言われている。このシステムをつくること自体がリサイクル率を高めるということになるのだろうが、そもそも人が生きていくためにはごみが出るわけだが、そもそも排出する人、市民へもっとリサイクルというか資源化に対する啓蒙活動が必要だと思うが、それ自体はどのように考えているのか。

○環境部環境推進課長（畠山 裕二）

- ・ 今回、日乃出清掃工場の休炉だとか工事の関係で、燃やせるごみを減らさなければならないとか、そういった部分で、市民の皆さんには、市政はこだてに折り込みチラシだとかそういうのを今までよりも強くPRしたりだとか出前講座をより多くやるということで、去年今年とこれまでよりも多くやれたという実績もあるし、そういった市民皆さんに広くお伝えする手法と、地道に少しずつ減らしていく部分と両方が必要だと考えているので、これは今後でもできる限りやっていくことが紙だとかのリサイクルにもつながっていくので、そういった形で広めていきたいと考えているところである。

○工藤 恵美委員

- ・ 対策的には分かったが、なぜ函館がそもそも低いのかというのを、例えば他都市が高い理由を調査したことがあるのか。

○環境部環境推進課長（畠山 裕二）

- ・ 本市においてもリサイクル率を高めるために缶・瓶・ペットボトルの収集だとかプラスチック容器包装、そのほかにも拠点で小型家電だとか古着だとか、そういったものを集めて再資源化の促進を図っているところではあるが、やはりごみ処理の工程で破碎設備を導入していないことから、金属とプラスチックが混合した、例えばプラスチックのおもちゃだとかそういったもの、その中の金属とかを抜き出せない。そのまま埋めてしまうということがあるので、破碎設備が全国的には結構普及して導入している自治体があるが、そういったものが函館市にはないということがリサイクル率が低くなっている要因の一つと考えている。

○工藤 恵美委員

- ・ それでこの計画では破碎設備をつくりたいということが分かった。
- ・ 函館の人口がどんどん減っていく状態と少子高齢化が進んでいるというのは、なかなか一生懸命頑張るけれども止められない状態で、これだけの大規模なことを、どうしてもごみ処理場を造るとすれば住民が住んでいないところになるわけだが、それは自然破壊にもつながっていくもの。これはどうしようもない。できれば小さいものを造っていかなければいけないと思うし、建設の技術的にはどんどん進んでいくと思うので、その辺注視して計画のローリングを図ってほしいと要望する。

○斉藤 佐知子委員

- ・ ちょっと勉強不足なところもあるのでお聞きしたいが、本市のごみ処理の現状で、各燃やせるごみとかは日乃出清掃工場とかに行くが、そのあと再生資源、市民に売却と書いているけど、この再生資

源にするというのは函館市の中なのか。それとも市から外に出しての再生資源なのか。市民に売却というのは具体的に売却してどうなっていくのかを御教示願いたい。

○環境部環境推進課長（畠山 裕二）

- ・ 例えば日乃出清掃工場の焼却残渣、こちらの再生資源は一部太平洋セメントに渡してセメント材料として再生資源しているだとか、金属だとかも売却して市の外で再生されているという部分。それからリサイクルセンターの市民に売却とは、粗大ごみ等が出てきた自転車だとか家具について再生修理し、市民に安価で売却しているといったようなことである。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 分かった。
- ・ 缶・瓶・ペットボトルに関しては割れないように収集する必要がある、割れた瓶の処理は設備を傷める原因になると書いてあるが、何で瓶を割れないように処理する必要があるのかが分からないことと、海外のニュースを見たが、色のついた瓶と色のついていない瓶があって、色のついた瓶は破碎して新たにまた瓶をつくるというリサイクルをしていた。だから瓶は割ったほうがいいのかなど思ったが、再商品化するのに割れないように収集する必要があるというので、その辺を教えてほしい。

○環境部環境推進課長（畠山 裕二）

- ・ 瓶を再生利用する場合、おっしゃったとおり色が茶色、透明、緑とあり、それを分けないとなかなか再生利用が難しいということである。分ける作業が発生してきた場合に、割れている状態だとなかなか分けられない。最終的には色別に分けてから破碎とかが必要にはなってくるが、その前段で割れていない状態で色を分けないとなかなか難しい。それとリサイクルセンターの設備を傷めるという部分のお尋ねだが、缶・瓶・ペットボトル混合でパッカー車で収集しているので、瓶が割れてしまうと、それをリサイクルセンターに降ろして、そのあとコンベヤーとかに積んで処理をしていくが、コンベヤーの間だとかそういう機器設備の細かいところに割れた瓶が入り込んでしまって、瓶の摩耗ということで機器設備が傷んでいくとか、そういうような状況が発生しているところである。

○斉藤 佐知子委員

- ・ よく分かった。
- ・ それから、中間処理施設の資源化施設を造っていく必要があるということで、リサイクルセンターもかなり老朽化しているということで、新しくではないけど、この函館プラスチック処理センターは平成14年からやっているが、今ペットボトルを、ここには再商品化、事業者に売却していると。そのペットボトルを細かく破碎してセーターに、衣類にするだとか、あとはバッグだとかいろいろなものになっているが、要するに市外のそういう業者さんに売却をしていくという捉えでいいのかお聞きしたい。

○環境部環境推進課長（畠山 裕二）

- ・ プラスチック処理センターでは、リサイクルセンターもそうだが、集めたペットボトルについてはベール化といって圧縮して固めた状態、運びやすくする状態まで処理していて、そのベール品を売却し、その後破碎設備だとかそういうところで処理されて再生されるという形になっている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 分かった。

- ・ 新たな廃棄物の処理施設を造る、そういう中で求められる役割としては、市民に有益な跡地利用と環境学習機能の付加というのが書いており、この環境学習というのはこれからますます重要になってくると思うので、せっかく造るのであれば、会議室やバリアフリー、環境学習の機会を提供できる施設をしっかりと造っていただきたいと思っているのが1点。
- ・ それから、最終処分場に関して構造形式をオープン型にするか被覆型にするかは、それぞれの土地の場所に合わせて一長一短があるから、それは検討を進めるということで、場所を先に決めて、それからオープン型にするのか被覆型にするのかと決めていく流れなのか。それとも先にオープン型とか被覆型を決めて、それぞれ場所を探していくことになるのか。その辺りが分からないので御教示願う。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（高田 直樹）

- ・ この基本構想にも書いてあるとおり、施設の特徴に一長一短があり、オープン型は皆様御存じのとおり函館市の七五郎沢処分場のような感じで平地にオープンで造るもの。一方被覆型は体育館の中に処分場があるようなイメージになっているので、害虫だとか鳥、臭い、ごみの飛散というものがほとんどない施設になっている。その代わりコストは相当かかる見込みになるが、そういった特徴がそれぞれあるので、もし市街地に近い場所が見つかった場合には被覆型のほうが有効だとか、山の中であればそういった被覆型にする必要がないだとかそういったことが考えられるので、まずは建設地を決めた後に、その周辺環境だとか住民との合意形成の部分も踏まえて、そういった構造形式を決めていきたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 分かった。

○川崎 啓太委員

- ・ 細かい話になってしまうかもしれないが、新たなごみ処理システムの中で、民間改修だとか先ほどもほかの委員から出たリサイクルの話とかで、今レアアースとかが結構問題というか、どう回収していくかというのも含めて、今後国内も問題になると思うが、パソコンの回収率というのは確か7割とか、ノートパソコンになるともうちょっと低くなって、要は三、四割どこかに行っているような状況かと思うが、函館市もリチウム電池の回収を始めたと思うけれども、そのような形で家庭で眠っているパソコンが相当量あると思うが、そういうものも今後リサイクルに含めたりとか民間と一緒に何かしら活用できる方法、幾らかの収益になるとか含めて、何か検討されているか。

○環境部環境推進課長（畠山 裕二）

- ・ 現在パソコンについては、資源有効利用促進法で製造事業者だとかに回収等、再資源化の義務というのがあり、そちらで回収するルートが確立されているところであり、そちらに全て行くように構築されているところがあるので、函館市ではパソコンについては回収しないという考え方でいる。

○富山 悦子委員

- ・ この資料を見て、先ほど出ていたリサイクル率の低さ、全国、全道よりも低いんだということと、燃やせるごみが本当に多いということを改めて認識して、家庭ごみと事業ごみ、ほぼ量が一緒だが、燃やせるところは分けなければならない。事業で使っているごみが事業ごみで、四六時中ごみを私たちは出しているということだけれども、だからこれを区分けして、これからどういう方向性、家庭ごみをやはり少なくしていかなければいけないと思う。なぜかという食品ロス、そこが一番今世界的

に問題になっているし、日本の食品ロスが年間460万トンぐらいあるらしい。でも世界中の飢餓の方たちには約400万トン近く今援助しているという。だから私たちがごみとしているものが世界にもっとやれば飢餓状態を少なくできるというのが分かったので、そういう面では、函館市はここをアップできるような、そういう取組をどんどんしてほしい。そのためにごみに対する認識だとか区分けだとか、もっとごみに対する学習、私も出前講座を2回ぐらい受けて本当によかったと思う。出前講座もいろいろなところでできるようにしてほしい。こちらが電話するのではなくて、やっているかどうか分からないけれども、地域的に昼でも夜でも何かやってほしいなど。すごくいい内容だったので、そういうことで進めてほしい。

- ・ 生ごみをどうやって減らすかが一番大事だと思うので、私も生ごみの機械を買おうと1回検討した。3万円から10万円だったが、使い方だとかスイッチを入れると夜通し音がするとかいうものだから、それで取りやめて、そういうどこかでやっていることとか、環境部のほうで今こういうのをやっているとか、私たちがどうやったら少なくしようという、そういうのをもっと働きかけてほしい。せつかく1万円援助とかあったので使いやすくできるように。実はうちの隣にコンポストがある。畑。もう今駄目で、なぜかというキツネがすごく出て止めた。だからそういう方もたくさん、せつかくいろいろな形でコンポストのそういう指導もしてくれて、みんな肥料にしてよかったけれども、そういうのも今できなくなっている状態も生まれているので、新たなそういうのをもっと私たちに提供してほしいということである。お店屋に行って聞いてもなかなか分からない。だからそういうことを含めて、まず家庭ごみの生ごみを減らすとか、何かそういう目標を立ててやってほしい。そしてリサイクル率、やっぱりこれ駄目だよ。もっと上げてほしいと、何かやってほしいなど思う。
- ・ 新たな整備の方向性のところで考え方はいいと思うが、放流式と無放流、循環式というのは、かなりこれだけでもお金とかが違うのか。どちらが安全なのかというのももう一度説明していただきたい。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（高田 直樹）

- ・ 先ほど申したとおり、処理方式には放流式、無放流方式という二つが主にあるが、それぞれ金額についてもケースバイケースなので、どういったものを処理してどこにどういった処理をして流すのかというものによって大きく変わってくるので一概には言えないが、放流式、先ほど公共用水域、河川に流す場合には近くに河川があるだとか下水道施設がないだとか、下水道施設がある場合には近くにある下水道施設に流せばその分だけ処理する能力が低くて済むだとか、先ほど言ったように建てる場所の周りにどういった施設があるのか、市街地にどのくらい近いのかとか、そういったことを含めて考えていかなければならないということで、それによって金額も相当大きく変わってくるので、こちらに関しても建設地の選定に合わせて決めていきたいと考えている。

○工藤 篤委員

- ・ 3ページに最終処分場で今あるのは七五郎沢だよ。それで、平成4年からだから約34年たっている。そして、これから12年程度見込むということで、46年稼働するというふうになる。計画の段階でどのくらいを見込んでいたか分かるか。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（高田 直樹）

- ・ 七五郎沢最終処分場については平成4年4月から埋立て開始しており、当初は約25年間を計画していたが、その後、産業廃棄物の受入れを止めたりだとか、そういった延命化措置を図り、現在約46年

間埋立て期間と設定しているところである。

○工藤 篤委員

- ・ 分かった。途中でいろいろ計画というか、予想していたものを止めたりなんだりして延命化したと。今回15年とすると、あと七五郎沢は12年で、それから15年と、これだけの見込みということなんだよね。妥当性があるならもう少し長くするような方法をとったほうがコスト的には安くなるのではないかと思うので、後で検討願う。
- ・ それと5ページでケース1とケース2があって、ケース2のほうが、そういう方向に行くということになるだろうが、その分手間がかかる。そうすると、人員の配置は同じなのか。ケース2にしたら人員の配置がもっと多くなると総体のコストとしてはどうなのかとなるので、その辺何かあれば教えてもらいたい。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（高田 直樹）

- ・ 6ページに比較検討表をつけており、下から2段目になるが、管理運営費、ケース1の今と同じようなシステムでやった場合には、こちら15年間の積上げの経費になるが約274億円。ケース2が約285億円とそんなに大きな違いがないというふうになっている。というのは、ケース2のほうが計画処理量も大きく、施設も大きくなるが、その分最終処分場が半分以下になるということで、総体した経費とするとそんなに大きな違いはないという試算結果になっている。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ ほかに御発言あるか。（なし）
- ・ ここで理事者は御退室願う。

（環境部 退室）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ その他本件について各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

3 その他

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 次に、3のその他だが、各委員から何か御発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 今回議案で、こども誰でも通園制度のこととか出ているが、事前にこども誰でも通園制度とかの参考資料があったり、そういうので委員協議会にかかるかなと思っているうちに、議会でこういうふうに出ると、事前審査になるので委員協議会にはかからないということになると思う。でもその前に正副の打合せとして聞いているわけである。そういう時点で、例えば質問をなさるとか、そういうのは私は全然知らないで、正副だけ打合せで聞いてそれで質問するというのは、私はいかがなものかなというふうに思っているので、以後そういうことは配慮していただきたいと思うので、よろしく願います。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 今の斉藤委員の発言だが、我々正副のほうでも、その辺は今後気をつけるような形で進めていき

いと思うのでお願いします。

- ・ その他、何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前11時11分散会